

【参考資料】

議案第104号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

令和6年8月8日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改定するため。

2 改正内容

(1) 紙料表の改定

給料月額を平均3.130パーセント(9,900円)引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当の改定

令和6年12月期の支給月数を期末手当・勤勉手当共に0.05月分引き上げ、合計0.1月分引き上げる。令和7年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるよう改める。(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下「再任用職員」という。)については0.05月分の引上げ)

①令和6年12月期の期末・勤勉手当を0.1月分引き上げる。

	期末手当		勤勉手当	
	現行	改定後	現行	改定後
一般職員 (特定管理職員以外)	1.225月	1.275月	1.025月	1.075月
特定管理職員 (6級以上)	1.025月	1.075月	1.225月	1.275月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0.6875月	0.7125月	0.4875月	0.5125月
再任用職員 (特定管理職員)	0.5875月	0.6125月	0.5875月	0.6125月

※期末・勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が4.50月から4.60月、再任用職員が2.35月から2.40月となる。

②令和7年度以降の6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

【期末手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和7年度以降)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員 (特定管理職員以外)	1. 225月	1. 275月	1. 25月	1. 25月
特定管理職員 (6級以上)	1. 025月	1. 075月	1. 05月	1. 05月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0. 6875月	0. 7125月	0. 700月	0. 700月
再任用職員 (特定管理職員)	0. 5875月	0. 6125月	0. 600月	0. 600月

【勤勉手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和7年度以降)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員 (特定管理職員以外)	1. 025月	1. 075月	1. 05月	1. 05月
特定管理職員 (6級以上)	1. 225月	1. 275月	1. 25月	1. 25月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0. 4875月	0. 5125月	0. 500月	0. 500月
再任用職員 (特定管理職員)	0. 5875月	0. 6125月	0. 600月	0. 600月

3 規定内容

<改正条例第1条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第1 行政職給料表について改正を行うもの。

<改正条例第2条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

4 施行期日等

(1) 施行日

公布の日

※ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日

(2) 適用日

①給料表の改定

令和6年4月1日に遡及して適用する。

②令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和6年12月1日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係

電話 463-3196